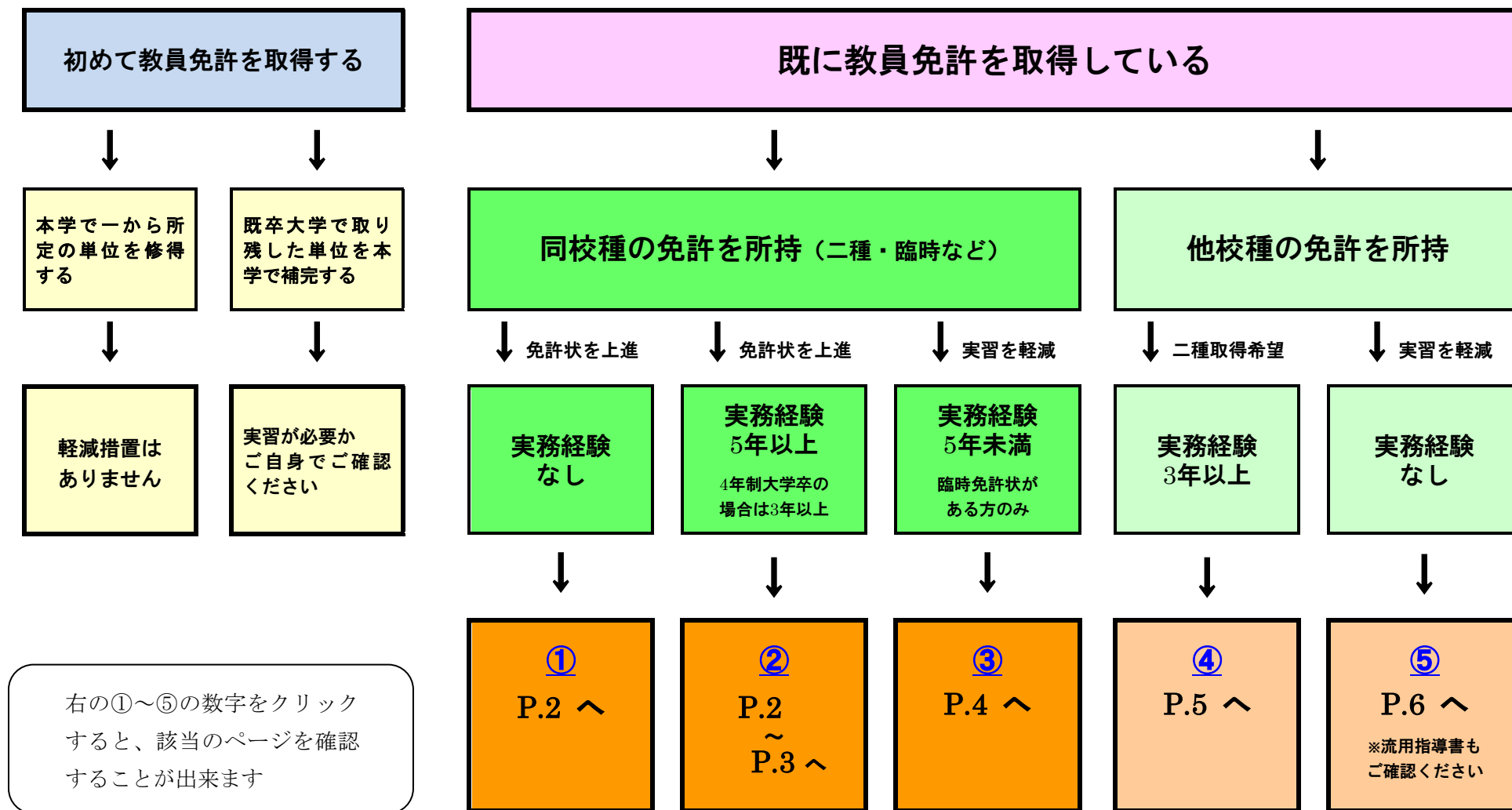


# 教育実習単位(期間)の軽減について



## 教育実習単位（期間）の軽減について

### ① 同種の二種免許を上進 免許法第5条別表第1、施行規則第10条の6

同種の二種免許状をお持ちの方は、**教育実習を行わずとも一種免許状への上進が可能**です。また上進をするにあたり、その他、単位修得が不要な科目があります。該当の方には、「二種→一種 取得時の単位数について」をお送りしておりますので、どの単位を修得すれば一種免許状取得が出来るのかをご確認ください。ただし、4年制大学を卒業することも一種免許状取得の要件となりますので、短期大学や・教員養成機関を卒業された方は本学の卒業要件単位数も必ず満たしてください。

#### 【 ①まとめ 】

- 1、教育実習は不要
- 2、その他、不要な科目については「二種→一種 取得時の単位数について」を確認する
- 3、4年制大学を卒業していない方は、本学の卒業要件を必ず満たす

### ② 経験年数による同種免許の上進 免許法第6条別表第3、施行規則第11条

二種免許状または臨時免許状取得後、所持する免許状に相当する学校の教員として所定の期間、良好な成績で勤務した方は、本学で所定の単位を修得することで上級免許状の取得が可能です。なお、修得単位数は在職年数に応じて、逡減します。

#### (1) 4年制大学を卒業していない方

最低在職年数（5年ないし6年）の方は、以下の表のとおり単位数となります。

取得希望免許状		有することを必要とする基礎免許状	勤務年数	修得単位数
幼稚園教諭	一種免許状	二種免許状	5	45
	二種免許状	臨時免許状	6	45
小学校教諭	一種免許状	二種免許状	5	45
	二種免許状	臨時免許状	6	45

以後、1年ごとに修得が必要な単位数が逡減します。**この方法で上級免許状を取得する場合、教育実習は不要ですが**、その他、どの科目の単位を修得すれば良いかの詳細な内訳は勤務地の都道府県教育委員会にお問い合わせください。また、**本学を卒業する必要もございません。**

**(2) すでに4年制大学を卒業している方（二種所持者のみ。臨時免許状は含まない）**

4年制大学で二種免許状を取得し、3年以上の勤務経験がある方は、以下の単位数で一種免許状への上進が可能です。

取得希望免許状		有することを必要とする基礎免許状	勤務年数	修得単位数
幼稚園教諭	一種免許状	二種免許状	3	25
小学校教諭	一種免許状	二種免許状	3	25

以後、1年ごとに修得が必要な単位数が逡減します。**こちらについても教育実習は不要ですが**、その他、どの科目の単位を修得すれば良いかの詳細な内訳は勤務地の都道府県教育委員会にお問い合わせください。

### ③ 教育実習の単位を、当該学校の教員としての実務経験年数で振り替える

施行規則第6条備考9号

教育実習の単位を、当該学校での教員としての実務経験で振り替えることができます。当該臨時免許状を有し、当該学校（園）の教員（専科を含む）として勤務している（していた）ことが要件となり、1年間の勤務経験が1単位として換算されます。ただし法令上、教育実習の単位を実務経験年数で振り替える場合は、その単位数をほかの科目（教職に関する科目）で補わなくてはなりません。

< 振り替えができる例 >

幼稚園教諭臨時免許状を有し、幼稚園教員として勤務した経験は、幼稚園・小学校両方の教育実習の単位として振り替えることができます。また、小学校教諭臨時免許状を有し、小学校教員として勤務した経験は、幼稚園・小学校両方の教育実習の単位として振り替えることができます。

【 当該校種の臨時免許状のみを有する場合 】

取得希望免許状	勤務年数	本学における実習期間
幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状	1年	振替不可。4週間（20日間以上）の実習が必要
	2年～4年	2週間（10日間以上）
	5年以上	実習不要 ※6年以上は②も参照

【 当該校種の臨時免許状と、希望する校種以外の普通免許状を有する場合 】

取得希望免許状	保有免許状	勤務年数	本学における実習期間
幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状	希望する校種以外の 普通免許状	1年	2週間（10日間以上） ※流用のみ。振替不可
		2年以上	実習不要

実務経験年数による教育実習単位の振り替えについては、**必ず勤務している各都道府県教育委員会に問い合わせ、確認をしてください。**確認する内容は以下のとおりです。

- ・ ご自身の当該学校（園）での教員としての実務経験年数は何年何カ月となっているか（私立での勤務年数については、勤務先にお問い合わせください）
- ・ 実務経験年数による振替可能な単位数は何単位となるのか

#### ■ 教職実践演習について ■

本学における「教職実践演習」は、教育実習を終えていることが履修条件となります。しかしながら勤務経験を教育実習の単位として振り替え、教育実習が不要となった場合、この履修条件を満たすことが出来ません。この場合、各都道府県教育委員会の指導を受け、以下の履修条件と書類を提出することで「教職実践演習」の履修を許可いたしますので、該当する方は必ず事前に通信教育部までご連絡ください。

< 履修条件 >

- ・ 4年次であり、「第5欄 教育実習」で不足している単位数以上の実務経験年数を満たしていること。（見込み不可）

< 提出書類 >

- ・ 臨時免許状の写し ・ 実務経験を証明する書類の写し
- ・ 教育委員会の指導を受けた証明の写し（各都道府県教育委員会から指導を受けた際に配布された資料などのコピー）
- ・ 教育委員会 指導内容の詳細について（本学指定書式）

④ 所持免許状を基礎に、在職年数と単位で隣接校種の二種免許状を取得

免許法第6条別表第8、施行規則第18条の2

基礎免許状の取得後、当該校種での良好な勤務成績による3年間の経験年数と、所定の単位を修得することで、隣接校種教諭免許状(二種)が取得できます。この場合、**教育実習が不要となります**が、単位の内訳等詳細については勤務地の各都道府県教育委員会で指導を受けてください。法令上は以下の通りです。

【2019年度以降入学】

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	修得単位内訳(免許法施行規則第18条の2)			
				領域及び保育内容の指導法に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
取得希望免許状	有することを必要とする学校の免許状(基礎免許状)	第2欄に定める免許状を取得した後、当該学校種での最低在職年数	第2欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数	保育内容の指導法	各教科の指導法	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む)、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	3年	6	6			
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状		13		10	1	2
	中学校教諭普通免許状		12		10		2

【2018年度以前入学】

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	修得単位内訳(免許法施行規則第18条の2)			
				教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
取得希望免許状	有することを必要とする学校の免許状(基礎免許状)	第2欄に定める免許状を取得した後、当該学校種での最低在職年数	第2欄に定める免許状を取得した後、大学において修得することを要する単位数	教育課程及び指導法に関する科目			
				各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法	
幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	3年	6			6	
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状		13	10	1		2
	中学校教諭普通免許状		12	10			2

<留意事項>

- ◆ 修得しなければならない単位のさらに詳細な内訳については、都道府県教育委員会にお問い合わせください。
- ◆ 在職年数は、基礎となる免許状を取得した後に当該学校種において教諭等として良好な成績で勤務した年数(3年)となります。なお、非常勤講師経験が含まれるか否かは都道府県によって異なる場合があります。
- ◆ 単位は、第2欄に定める基礎免許状を取得した後に修得した単位が有効です。必要修得単位及び在職年数については、改正法施行日(H14.7.1)前に修得した単位数の合算及び在職期間の通算ができます。

⑤ 修得済みの教育実習単位の流用 施行規則第6条備考12号

既に所持している教員免許状（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）取得の際に修得した教育実習単位の一部を流用して、**教育実習期間を軽減させることができます**。本学では、下表のとおりとなりますので、ご確認ください。

※流用単位についての詳細は、「単位流用指導書」をご確認ください。

取得希望免許状	保有免許状	流用できる単位数	本学における実習期間
幼稚園教諭一種 免許状	小学校教諭普通免許状	2単位	2週間（10日間以上） 【 2単位分 】
	中学校教諭普通免許状		
	高等学校教諭普通免許状		
小学校教諭一種 免許状	幼稚園教諭普通免許状	2単位	2週間（10日間以上） 【 2単位分 】
	中学校教諭普通免許状		
	高等学校教諭普通免許状		

法令上、幼稚園・小学校の教員免許状を取得するにあたっては3単位まで流用することができます。しかしながら本学では、1週間の教育実習を認めておりません。したがって、教育実習単位の流用などにより教育実習期間が1週間になる場合でも、最低2週間以上の教育実習を行うこととなります。また、「教育実習指導（事前・事後）（1単位）」も法令上は流用の対象となる科目ですが、本学で教育実習を行う場合は必ず単位を修得しなければなりません。

※注意

指定教員養成機関（専門学校等）で幼稚園二種免許を取得し、本学で小学校一種免許状の取得を目指す方は、法令上の規定により教育実習をはじめ単位の流用が一切できません。

おわりに

①～⑤の方法を利用し教育実習を軽減または受講しない場合は、自己の責任において必ず、都道府県教育委員会の指導を受けてください。また、教育委員会の指導を受けた後は必ず、担当CAまたは実習係に報告してください。

さらに単位の流用をしかつ、本学の卒業を目指す場合、流用する科目の単位は本学の卒業要件単位数に含めることが出来ません。本学を卒業するためには、本学において卒業要件単位数を満たさなければなりませんので、計画的に履修を進めてください。

東京未来大学 通信教育部 教育実習係  
〒120-0023 東京都足立区千住曙町 34-12  
TEL 03-5813-2553 FAX 03-5813-2531 MAIL [tsushin-jissyu@tokyomirai.jp](mailto:tsushin-jissyu@tokyomirai.jp)